

午前 10 時 14 分 開会

議長（重里 勉君） おはようございます。ただいまから平成 7 年第 3 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

次に、本臨時会開会に当たり市長からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 7 年第 3 回泉南市議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼申し上げますとともに、日ごろから本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、今臨時会には泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案を御提案申し上げます。議員各位におかれましては、何とぞよろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、臨時会開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（重里 勉君） これより日程に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において 4 番 谷 外嗣君、5 番 西浦 修君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 11 月 13 日から 11 月 14 日までの 2 日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 11 月 13 日から 11 月 14 日までの 2 日間と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。本日、これより上程予定の議案につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、いずれも委員会の付託を省

略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員西澤 進氏は、平成7年11月30日をもって任期満了となります。同氏を泉南市固定資産評価審査委員会委員として最適任者と認め推薦いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の御同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページに示しているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） この評価委員のどのような位置づけでこういうものが置かれとるのかという基本的な問題と、この評価委員の仕事の内容について、概略を御説明いただきたいと思います。この委員がどういう任務を具体的に持っておられるのか。それから、これまでこの評価委員の活動の概略等あると思いますので、御説明をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） まず、第1点目の評価委員の任務で

ございますけども、これにつきましては、市が評価したものに対して納税者が異議、不服がございます場合、審査委員会の方へ不服審査の申し出をしていただいて、それに対して価格が適正に評価されているかどうかを判断する機関でございます。

今までの評価委員さんの任務でございますけども、平成6年度におきまして納税義務者23名からの審査申し出がございまして、これに対する審査に当たっていただいております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 評価が正しくされておるかどうかを決定すると。この委員、人数が3名だということを知りたいわけですが、ここで決定の仕方ですね。どういう形で決定をされ、その決定されたものについては、どういふように意味を持つのか。例えば、その決定に市長は全面的に従わなければならない、そういう性格のものかどうかということをお答えいただきたい。

それから、正しく評価されているかどうかということなんですが、これは全く評価委員が評価をしたものについての判断と思うんですが、この評価する評価委員の状況もちょっと御説明をいただきたいと思うのですが、だれの責任で評価していくのか、その評価していく組織ですね。評価委員というのがあると思うんですが、評価委員の内容、それから当然それに補助員みたいな形でも——この法律の中では補助員を置かなければならないという問題もある。

それからもう1つは、当然評価に当たっては実地調査ということがなされないといけないと思うんですが、法律によれば、毎年少なくとも1回は実地調査をさせなければならないというふうになつてくるんですが——市長が評価委員に対してですね。

私、ちょっと見るところ、そんな実地調査をずっとやつとるようにはちょっと見受けられないんですけどね。そうすると、膨大な職員というんか、評価委員が必要になってくると思うんですが、この辺の内容は一体どうなっておるのか。

それから、法律を読みますと、かなり市町村で価格に対して関与できる部分が少ないようにも思うんですね。知事が一定の基準を示したものに従

わなければならないということが法律ではありますので、知事の決定したものの以外に市町村でどのような部分で裁量権があるのかどうかですね。そういう点について御説明をいただきたいと思います。

それから、23名から申し出があったことについての決定は、申し入れた方の言い分が通ったものがどれだけあったのかですね。それから、市の評価したものを正しいとした判断がどれだけあったのか。その辺の御報告もしておいていただきたいと思います。

〔「議長、提案の趣旨と違うで」と呼ぶ者あり〕

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） まず、市の評価のシステムでございますけども、評価員が評価を行い、市長に提出して市長が決定することになっております。評価員につきましては、1名でございます。

そして、事務に従事する市町村の職員が評価基準に基づいて評価することとなっております。

そして、今まで申し出のあった分の23件につきましては、すべて棄却という形で委員会の方で決定されております。

評価のシステムでございますが、価格につきましては、すべて市長が決定するということになっております。その価格の決定方法につきましては、各標準地を設けてそのポイントの鑑定価格をとりまして、その鑑定価格の7割が評価額となるように6年度から評価方法が改められております。

以上でございます。

〔小山広明君「実地調査」と呼ぶ〕

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） （続）申しわけございません。実地調査については、全筆を調査することは不可能でございますので、航空写真を撮りまして、それで現況を把握できる範囲でやり、その部分で見切れない部分につきましては、実地調査という形で調査を行っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 1回で答えてもらったら、僕はこの質問はせんでもいいと思うんですが、僕は法律で1回実施しなければならないとなっとなら、その辺の関係をちゃんと答弁してもらわないとね、私は一遍質問しとるわけですから、それを航空写真でやって、何か把握できないのは実地を

やっていますというのは、この法律の関係でいいのかどうかもちゃんと答えてもらわないと、私は今補足的に質問しとるんですけども、それは法律の関係でいいのかどうかですわ。法律にちゃんと書いとるわけですから。少なくとも1回ですよ。少なくとも1回は実地調査をしなければならないとなつとるわけですから、私の見るところでは、その実地調査は僕の家も来た記憶はないから、そういう点では実地調査しとるのかどうかは答えてもらわないと、私は答弁になってないと思うんですよ。だから、これは再質問じゃないですからね、議長、御配慮願いたい。その辺を答弁してください。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 実地調査につきましては、法律上は年に1回1筆調査になっておりますが、このことについて実質実施していくことは不可能でございますので、実際先ほど答弁させていただいたとおりの形で実地調査をやっておりますが、法律の中ではそういう形で実施されても違法ではないという事例が出ております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、そういう答弁をするのであれば、法律に書いてあることを私掲げて質問しとるわけですから、そういう通知があるとか、そうでなくていいというのであれば、法律を否定しとるわけでしょう。そういうものをちゃんと出してもらわんといけないですよ。何も書類で出してもらわなくてもいいけども、もっと具体的に法律には書いてあるけども、それはしなくても違法でないんだということであれば、ちゃんともう少しわかる形で答弁してもらわないといけないと思いますよ。

実質的にいろいろ訴えがあって、当然固定資産税を取るべきところを取ってないという事件もあるわけでしょう。また、取り過ぎとったというて返しとる面もあるわけでしょう。それは実質的に実地調査されればそういう間違いはないわけですからね。だから、氷山の一角として表に出てきて返しとる分があるかもわからないけども、気がつかないまま返してない分もあるし、当然取るべきところが取ってない分もあるわけですから、そういう実際的な問題が起こつとるのに、法律には書いてあるけども、しなくてもいいという通達が出ておりますというのであれば、私、その答弁は

やっぱりおかしいと思いますよ。じゃ、法律は何なんですか、これ。少なくとも年1回実施しなければならぬとなっとるわけでしょう。

何か関係ないというようなやじもあるようですが、やっぱりそういうような中で評価委員という大事なお仕事が、そういうベースがきっちりされとってなされるものでしょう。そしたら、やっぱりこういう提案をしてくる場合に、この固定資産税の評価に関する問題がきちっとされてないためなんじゃないですか。

そういう点で聞いとるわけだし、先ほどから言うように、1件も申し込み者の言い分が通っておらないというのも、市長が勝手にと言ったらおかしいけど、市長が自分で任命する委員だったら僕はそれでいいと思うんだけど——いいというよりも、一面いいかもわからないんだけど、議会の承認の要る委員ですからね、やはりその立場は、行政側に立つというよりも、市民の側に立たないと、この審査委員会ですか評価委員会は、やっぱり機能を健全にしないという観点に立って議会に提案しとるわけですからね、そういう点ではもう少し行政のものを正しいとするような委員会ではなしに、やっぱり少なくとも市民が不服だと言って申し入れた場合には、常識的に半分ぐらいは市民の訴えが通るということでなかったら、やっぱり市民の信頼は出てこないと思いますよ。自分の土地について申し立てしとるわけやからね、それは全部否定するようなものでないと思うんですよ、自分の問題ですからね。

そういう点では、先ほどの答弁ではどうしても納得できない。法律に書いてあるけども、そうしなくていいんだなんていう答弁は問題です。(和気 豊君「評価のあり方の問題や」と呼ぶ)やじを言うな、やじを。手を挙げて言え。

議長(重里 勉君) 福田助役。

助役(福田昌弘君) まず、先ほどの調査の問題でございますが、先ほど課長も答えましたように、通達あるいは事例等で法律上問題ないという意味は、法律の内容をそういう形で実施しても差し支えないという意味であるうというふうに私は思いますので、法律上問題はなかるうというふうに理解しております。

それから、23名の申し入れに1件も認められない、棄却というのは、あくまでそういう中立的な立場から審査された結果、客観的に棄却された

というものでございますので、市民の立場云々というのは問題なからうというふうに理解しております。

〔小山広明君「じゃ、どの通達かちゃんと言いなさいよ、具体的に」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、そこまで法律を否定するうよな通達があるのであれば、いつの通達か、それぐらいそこで読み上げなさいよ、資料を出せとは言わないけど。重大な問題ですよ。法律にちゃんと書いてあるという——指摘しとるわけやからね。それが法律には書いてあるけども、それと違うような通達が出て法律違反でないと言うんだったら、そういう答弁をちゃんとしておきなさいよ。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 固定資産税の質疑応答集の中で、年に1回の実地調査についていろいろ書かれておるんですけども、この中で408条の年に1回の実地調査の規定につきましては、訓示規定であるということで、実質できなかつた場合でも、それにかわるべき調査を行って評価をすることについては問題がないということを書かれております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） もうあと1回。小山君。

8番（小山広明君） いや、今のね、もう少しいつの通達何号で——それにかわるもの、恐らく実地調査に同じぐらいのグレードでなされるものが担保されればそれはいいかもわかりませんが、今泉南市がやっておるようなことが、この法律に書いてあるようなことについてやってないわけでしょう。それが法律違反でないというのは、やっぱり重大な答弁ですからね、じゃ、どういう形で実地調査にかわる調査をやっとるのかということもきちっと説明してやらないと、具体的には取り過ぎたり、税金をかけた事件はあるわけですから。そうでしょう。

だから、そういうことを踏まえてちゃんと答弁しておかないと、やはり法律にちゃんと書いてあるわけですから、重大な自分たちの税金が取られる問題ですからね、その辺は公正、信頼という面からいったら、やはりもう少しきちっとした答弁をして、市民の皆さんが信頼できるような課税、納税のあり方を示してもらいたい。何かわからんけどかけよって、払う方

もあまり関心がないような部分もあるのは、やはり行政のそういう姿勢に僕はあると思いますよ。

だから、法律の原則はちゃんとここにあるわけですから、その原則に立って正しい課税をして、市民の納税に対する意識を高めていっていただきたい。そういう中に審査評価委員の位置づけもあるわけですから、そういうものが全部ほったらかされとって評価委員だけあれば、なかなか市民の立場で利用できないわけですから、その辺はやはり市長、これは僕は大きな問題だと思うので、最後は市長に答弁しといてもらいたいと、この面についてはね。市の根幹ですから、税金という問題は。その辺はよろしくお願いします。市長、どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 税の的確な把握というのは、最も大事なことでございますから、御指摘いただきましたように過去においてそういう課税漏れ、あるいは課税の過誤といいますが、そういうこともあったわけでございまして、これもこの前から担当の方にも、その的確な把握に十分留意して作業するようというふうに指示をいたしているところでございます。

御指摘の实地調査につきましては、泉南市の場合ではかなり筆数も多いものですから、それにかわるものとして航空写真あるいは登記その他、確認をいたしているところでございますが、なお足らざるところは实地に行き調査をしているということでございますから、その辺の確度をさらに上げるという努力はしないといけないというふうに思っておりますので、今後とも努力をいたしたいというふうに考えます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 固定資産税評価のあり方やそれに基づく課税のあり方、その適正化についてはさておきまして、本来の趣旨であります選任の問題について少しく質問したいと思うんですが、この問題ですね。最近、泉南市ではむしろ旧市街地よりも新市街地の住宅構成の方が構成比率からいえば多くなっているわけですが、その点で現固定資産税評価審査委員ですね。課税された被課税者から問題の提起があった場合、もちろん23件のうち新興住宅からもあつたらうというふうに思うんですが、そういうことを従来のその方が置かれている生活実態なり生活環境から適正に判断すると。もちろん、いろいろ勉強もしておられると思いますが、そういう

新興住宅からの問題提起に適正に判断能力をお持ちになっている新興住宅に生活しておられる評価審査委員さん、これは何人ほどおられるのか、その点についてお示しをいただきたい。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） お答えいたします。

新興住宅からの評価審査委員さんにつきましては、現在ございません。現在の3名につきましては、樽井の方、男里の方、新家の方でございます。以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 市長、今後の選任のあり方の問題について御答弁いただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ただいまいろんな角度からの御質問がございましたけれども、固定資産評価審査委員、定員3名ということでございます。その中で、先ほど課長が答弁いたしましたように、現在樽井、男里、新家の方になっていただいているわけございまして、御指摘ありました新しい住民といえますか、居住者の中からも考えてはどうかという御提言というふうに受けとめさせていただきますが、これについては今後いろんな行政委員全般にもかかわる問題でございますが、それらの選任に当たっては、1つはできるだけ重複した行政委員を兼ねることの少ないようにやっていきたいというスタンスと、それから女性の方にもできるだけ参画をいただきたいという観点、それから御指摘いただきましたように、もちろん従来からお住まいの方、あるいは新しくお越しになられた方々も含めて、そういう中からもできるだけ参画していただくという考え方は持っております。

ただ、この固定資産評価委員につきましては、その期間の問題もございましてけれども、今回はもう一度この方をお願いをしたいということでございまして、また適当な交代の時期等になれば、もっと広い視野で考えさせていただきたいと、このように考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案1号に反対の立場で討論をさせていただきたいと

思います。

今も質疑の中でありましたように、23件の市民からの申し入れがすべて却下されたということをもって、この委員会そのものが市民の立場に立っておられないと判断せざるを得ないわけであります。そういう意味で反対であります。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案どおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時17分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

副議長（市道貞二君） これより議長の職務をとり行います。

ただいま議長重里 勉君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道貞二君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、重里 勉君の除斥を求めます。

〔重里 勉君退場〕

副議長（市道貞二君） それでは、まずその辞職願を職員より朗読いただきます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議長辞職願を朗読〕

副議長（市道貞二君） お諮りいたします。重里 勉君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

副議長（市道貞二君） ただいまの議長の宣告に対し、御異議がございます。

よって、本件につきましては起立により採決いたします。

お諮りいたします。重里 勉君の議長辞職について、これを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（市道貞二君） 起立多数であります。よって、重里 勉君の議長辞職については、これを許可することに決定しました。

重里 勉君の入場を願います。

〔重里 勉君入場〕

副議長（市道貞二君） ただいま議長の辞職を許可されました重里 勉君からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。重里君。

12番（重里 勉君） 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

昨年11月、皆様方の御推挙によりまして議長という要職を仰せつかりました。皆様方の御協力によりまして、きょうの日を迎えましたことを衷心よりお礼申し上げます。

今、静かに振り返ってみますと、この1年間はいろいろな意味において内外とも激動な時と言っても過言ではなかったかと思えます。例えば関西新空港の供用開始、全体構想の議会決議、総合福祉センターの建設着工等々、申し上げれば数多いものがございます。

これとは別に議会の運営等において、議員各位の意に沿わぬ議事のさばきもあったろうと思えますけれども、言論の府の長としていかななものだったかと、自責の念にたえないものがございます。それにもかかわらずこの1年間、議員及び理事者各位におかれましては、非才な私を議長として守り立て御協力いただき、曲がりなりにもその任を全うし得ましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。今後とも本市発展のため、一議員として努力する所存でございます。変わらぬ御指導をよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして私の退任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（市道貞二君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道貞二君） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第1号 議長選挙について議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時26分 休憩

午後 4時20分 流会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会副議長 市 道 貞 二

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修